

## 第 4 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 2 年 11 月 30 日（月）

場所：区役所第二庁舎第 2 委員会室

## 第4回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年11月30日（月）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第2委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、石井朝康、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：大塚信美、加々美栄一

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について 【該当なし】
    - ・農地法第5条について 【該当なし】
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について
5. 協議事項
  - (1) 令和3年1月の総会日程(案)について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
  - (1) 令和2年度世田谷区認定・認証農業者について
  - (2) 一般社団法人東京都農業会議「農業後継者顕彰」受賞者の決定について
  - (3) 一般社団法人東京都農業会議「企業的農業経営顕彰」受賞者の決定について
  - (4) ふれあい農園「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」、  
「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催について
  - (5) 農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについて
  - (6) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第4回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

宍戸会長

(会長挨拶)

本日は、議案が11件、協議事項が2件、報告事項が6件ございます。数が多くありますので、スムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、進めていただきますようお願いいたします。

事務局 それでは、本題に入ります前に、本日、別に机の上にお配りさせていただいております世田谷区農業委員会総会資料につきましては、本委員会で取り扱う各種申請、届出、それから許可願について、その手続や流れをまとめております。これからの委員会での審議や協議につきまして一層のご理解を深めていただけたらと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。本日の審議の1件目、農地法第3条の許可申請についてです。

資料No.1-1です。農地法第3条に基づく許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うもので、農業委員会の許可を受けなければならないものです。

まず、資料No.1-1、10ページをお開き下さい。この表は、農地法第3条の規定による許可申請の調査書で、第2項の第1号から第7号の内容等をまとめた調査書でございます。表の要件に該当の有無という欄がございますが、これが1つでも該当しますと、原則許可ができない案件ということになります。ただし、第1号、第2号、第4号、第5号につきましては、該当していても表の右端にありますように例外が認められる事由がそれぞれ政令に定められている案件でございます。

それでは、資料の表紙にお戻りいただきまして、案件に入らせていただきます。資料No.1-1、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

受付番号2-3-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。

こちらは受付番号2-3-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上になります。

穴戸会長 すみません。順番が前後しますが、本日、大塚信美委員と、加々美栄一委員が欠席となっておりますので、ご報告させていただきます。

それと、本日の署名委員ですが、岩本敏行委員と石井勝委員にお願いいたします。

それでは、この件につきまして調査されました加々美栄一委員は本日欠席されていますので、事務局から報告をお願いします。

事務局 加々美委員の報告を代読させていただきます。

まず、資料No.1 - 1についてです。11月18日、事務局2名と調査をしてまいりました。

(調査内容、3条許可要件に適合している旨を説明。)

以上です。

続けまして、資料No.1 - 2です。11月18日、事務局2名と調査をしてまいりました。

(調査内容、3条許可要件に適合している旨を説明。)

以上が加々美委員の調査報告の代読になります。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(申請書の記載内容、持ち分について質疑応答あり)

真鍋委員 申請書には、あくまで対象になることを記載する訳だから、事務局の説明のときに、これはこういう部分の持分があるので、今回の移転のところには関係ないけれども、それを入れたら1になるんだという口頭の説明があったらこんな議論になっていない。説明のときにちゃんとやってくれば、必要な書類は必要な書類、ただ、みんなの理解を得るためにはきちんとした説明と、その2つに分けてもらえばいいんじゃないですか。

穴戸会長 今のこの案件ですが、結局、さんの持分であるものがここに加算されているので、その引いた部分でいくと1になると、説明はそれでいいですね。それで今回のこの案件は進めていきたいんですが、ご意見がありましたら、お願いします。

橋本委員 申請書の記入にあたっては、事務局で申請者に指導していただければ一番分かりやすいと思うんです。

穴戸会長 次に同じような案件があった場合には、持ち分が分かるように説明を書いていただくか、事務局から分かるような説明をしていただくようにお願いします。

事務局 分かるような説明をさせていただきます。

宍戸会長 では、よろしいですか。意見をいろいろといただいたんですが、この許可に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数ということで許可することにいたしました。以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請については、審議は終了いたします。次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について7件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、都市農地貸借円滑化法に基づく都市農地貸付の承認申請についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。7件ございますので、順に審議いたします。それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.2-1をご覧ください。こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてとなります。これは納税猶予を受ける方が引き続き納税猶予を受けるとき、3年を経過するごとに相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となります。その添付書類となります。

それでは、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

野島委員 では、報告させていただきます。11月18日水曜日、 さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、証明書を発行したいと思えます。

次に、2件目ですが、2件目と3件目の被相続人が同一であり、相続人が同世帯であるという関連性があるため、事務局からの説明は2件続けて行ってまいります。では、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

同一箇所の案件のため続けます。

お手元の資料No.2 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

本日、加々美栄一委員がお休みのため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての調査結果の報告を代読させていただきます。

まずは2 - 2からになります。11月18日、申請人である さんと さんの立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございますとの報告をいただいております。

宍戸会長 ありがとうございます。これら2件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、1件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきました。

それでは、2件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。1つ目、2つ目、両方賛成いただきましたので、証明願を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは続きまして、お手元の資料No.2 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 ありがとうございます。この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 11月19日に事務局2名と私と申請者ご本人立会いの下、行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

石井(勝)委員 11月18日水曜日、申請者の 様立会いの下、事務局2名とともに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)



宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。次に、6件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

岩本委員 11月19日、事務局2名、私で見に行つてまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。次に、7件目、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

加々美栄一委員は、今日、お休みされていますので、事務局で代読させていただきます。11月18日水曜日、申請人である さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいた

します。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局からご説明をお願いします。

事務局 こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願です。

この証明願について簡単に説明させていただきます。生産緑地には転用制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合、申請から3か月を経過すると制限が解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合になるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可能になった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員さんが農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

穴戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 氏と面談をさせていただきました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてを上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請について、名前は長いんですけども、今回配らせていただいています、いわゆる貸借円滑化法を利用して生産緑地を借りる、それについての申請、一言で言うところのことになります。順にご説明申し上げてまいります。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく特定都市農地貸付の承認申請について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 11月16日月曜日、申請者の借受人であります の担当者1人、あと さん、事務局3名とともに調査いたしました。

(調査内容、貸借の承認について問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

菅沼委員 体験農園、民間に貸して自分たちで作るよりは、多分世田谷区に貸すよりは収入が大分多くなると思うんですけども、これがずっと続くと、農業者の技術や、世田谷の農業がだんだん廃ってくるなど、素人考えで思っているんですけども、世田谷区ではその辺は何か考えているのでしょうか。それとも、農地だけ残れば良いと思っているのでしょうか。農地が残っても農家の技術が残らなかったら何にもならない話ですから。これ自体は法律に違反していないからどうということはないと思うんですけども。

事務局 区としましては、まだ検討段階ですけども、都市農地貸借円滑化法を使って、

区が生産緑地を数か所借りまして、その中で、例えば農業の技術を研修するための場ですとか、あと、後継者を育成するためのそういった提供をする場、そういったことを今検討しているところでございます。ですので、単に農地を残すだけではなく技術の伝承というところで所管でも今検討している状況でございます。

高橋会長職務代理者 今、世田谷区のお話をされましたけれども、私ども世田谷目黒農協でもやはり体験農園という形で、当農協が借りて体験農園で皆様にお貸しする形にしています。この体験農園を農業者からお借りする場合はかなりシビアに、例えば、畑ができなくなったという方を対象に行っております。ということは、畑ができなくなって畑を駄目にするよりも、畑を守るために皆さんにお貸しした方がいいということで、元気な農業者の方は自分でやっていただく形を取っておりますので、そういう意味から言っても、いわゆる技術の伝承はできると思っております。

以上です。

穴戸会長 農協さんが借りて貸し出す先はどこなんですか。

高橋会長職務代理者 借りて体験農園にする、一般の人に。

穴戸会長 農協が入って……。

高橋会長職務代理者 農協が入ってです。区画割りをしまして。今、一般の農家さんがやられている場合もあるんですけども、それと似たようなものですが、民間の法人にあまりかき回されないためにもちょっと頑張りたいなと思っております。

事務局 参考までにですけれども、本区で貸借円滑化法をこの委員会にかけるのはこれで11件目になります。この新しい委員会では、これが最初の1件目となります。内訳は、民間の法人これまで5件、学校法人が2件、あと世田谷目黒農協が2件、個人で市民農園を開設されている方が1件という内訳になります。ちょうど1年ぐらい前に同じ案件をかけております。

高橋会長職務代理者 民間の法人で問題になったときがありまして、ちょうど今から1年以前に、ある農地を民間の法人が借りた形で動いたんですが、だいぶ農業委員会でも調査をさせていただいて、やる形にしましたが、それが残って、いわゆる体験農園型に変わってきている感じがいたします。農地を借りてやる場合は、許可を取らないとできませんので。それ以前は、許可というか、自分でやってそれを農業委員会に申請する形を取っていたみたいです。

橋本委員 3ページ、農地の貸付規程の中で、一番下の方に建物及び工作物を設置する

ことはいけないということが書いてあるんですけども、10ページには、どのくらいの規模か分かりませんが、トイレは小さいでしょうけれども、そういうのが書いてあるんです。工作物というのはどの程度のことを言うのか、それはどういう感じなんですか。ちょっと確認なんですけれども。

高橋会長職務代理者 例えば手を洗う場所とか、あとは農機具をしまう場所、大して大きくないです。ほとんどがビニールハウスです。だから、すぐ移転できる。

橋本委員 これだと漠然としているので、そういう決まりがないものかなというのが私の疑問なんですけれども。

高橋会長職務代理者 そういう決まりはあったはずですよ。

橋本委員 あるんですか。

高橋会長職務代理者 あります。それは事務局の方が詳しいと思いますけれども。

橋本委員 逆に言うと、生産緑地の規程の方とリンクしているんですか。生産緑地の中の一部でしょうけれども、貸付規程の中のこの項目というのは、それに遵守しているということであればそれでいいんですけども、別のものという感じもあるし、どのくらいの規模かというのも書いていないから、ちょっと漠然としているんじゃないかなと。

穴戸会長 生産緑地に沿っているんですけども、極端に言えば、トイレをつけても貸借のときは今まで通っていますから、多少、貸借した場合の考慮された部分はあります。普通、生産緑地でトイレをつけたらだめじゃないですか。でも、貸借された貸し農園には、トイレは、規制はあるかもしれないですけども、超えても許可は通っていますので、その差は多少あります。

高橋会長職務代理者 とりあえず、今のところは簡易トイレということになっていますので、水洗というんですか、そういうふうにしてある。

橋本委員 大まかには生産緑地の内容にリンクした解釈という感じですか。これだと漠然としているので、別の規程かどうかというのもちょっとありますから。

それともう一つ、15ページの先程説明があった表、1から4号の件で、これは「無し」というんじゃなくて、「あり」が承認するというような感じがしたんですけども、その辺がちょっとよく分かりません。問題ないというんじゃなくて、該当しているからいいですよ……。

事務局 申し訳ございません。こちらは該当がなしではなくて、「あり」の方が正しいです。

岡本委員 今回の15ページのご質問の件は、私も先程説明を伺っているときに、ずっと「あり」、「あり」とおっしゃられていて、でも丸は「なし」についていたので、ちょっとこの意味がよく分からなかったんですけれども、結論はこの書面が間違っているということですか。

事務局 この調査票は「あり」が正しいです。

岡本委員 では、これは書面が間違っていて差し替えをするということですね。

事務局 この資料は差し替えさせていただきます。

岡本委員 これは後日差し替えでということですね。

穴戸会長 ほかにご意見はどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

特定都市農地の貸付に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、申請を承認いたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年1月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、12月23日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室で開催されることが決定しております。

令和3年1月の開催日時につきましては、1月28日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

続きまして、生産緑地の取得のあっせん依頼についてです。

お手元の資料No.6-1、6-2をご覧ください。生産緑地の取得あっせん依頼についてでございます。本件につきましては、前回、10月30日に開催されました第3回農業委員会総会に

において、主たる従事者の証明についてご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。総会翌日の11月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はなしとの結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

あっせんの依頼項目に戻ります。まず、6-1です。

(事務局より、あっせんの依頼内容などについて説明)

続きまして6-2です。

(事務局より、あっせんの依頼内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

穴戸会長 まず、先程の日程の件で質問がございましたら。なければそのまま承認いたします。それと、今進めてきた6-1、6-2につきましてご質問がございましたら、お願いいたします。

(農業従事者へのあっせんの流れについて質疑応答)

それでは、この件につきまして、ほかには質問はどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ないようでしたら、この件は終了といたします。

協議事項はこれで終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項に移らせていただきます。

資料No.7をご覧ください。令和2年度世田谷区認定・認証農業者のご報告でございます。世田谷区においては自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を今後の区内農業の牽引役となる認定農業者、または認証農業者として位置づけ支援をしております。

認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、簡単に申し上げますと、認定農業者については国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成27年度より認定もしくは認証を受けて5年満期を迎え、改めて認定もしくは認証を受けようとする農業者、

今回、新たに認定もしくは認証を受けようとする農業者を含め、広く案内をさせていただいたところでございます。

このたび認定農業者につきましては12の経営体21人の申請があり、認証農業者につきましては6経営体6人の申請がございました。申請いただいた農業改善経営計画を基に、11月24日に開催されました審査会において農業委員会会長である穴戸会長には審査会会長として、高橋職務代理には審査会副会長としてご審査をいただきました。

今回認定農業者になられた皆様におかれましては、例年交付式にて認定書を授与しておりますが、今回、コロナ禍での関係もございまして交付式は実施いたしません。直接、対象者にお渡しする予定であります。

なお、今回の結果を反映しますと、区内における認定農業者は57経営体83名、認証農業者につきましては33経営体43名となることを報告させていただきます。

続けます。(2)一般社団法人東京都農業会議「農業後継者顕彰」受賞者の決定について、お手元の資料No.8、一般社団法人東京都農業会議「第40回農業後継者顕彰」受賞者の決定についてをご覧ください。

こちらにつきましては、本年7月28日に開催されました農業委員会総会におきまして、農業後継者の顕彰の推薦について、各JAさんのご協力の下に委員の皆様にご協議いただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、資料No.8にございますとおり受賞者が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、本件の概要につきまして説明させていただきます。都市農業にとって農業後継者の確保、育成が最重要課題となっており、企業的農業経営が各地域で確立され、発展し、認定農業者が増加している現在、地域農業の後継者はその担い手として、地域農業発展の推進力となっております。世田谷区農業委員会の上部団体でもあります一般社団法人東京都農業会議において、農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となり得るよう顕彰事業を行うものでございます。

推薦基準としましては、年間農業収入が概ね500万円以上で農業部門で利益が生じていること、候補者本人の年齢が39歳以下であること等が挙げられます。

なお、受賞されたJA東京中央千歳地区管内のお二人は、来年2月18日に昭島市で開催される第62回東京都農業委員会農業者大会において表彰される予定であります。

なお、昭島の農業者大会ですけれども、今回コロナの関係で、今のところはやる予定だと聞いておりますが、会長と職務代理と事務局1名ぐらいの参加に絞ってほしいという要



望が来ておりますので、また、情報が入り次第、皆様にご連絡を申し上げます。

続きまして、(3)の一般社団法人東京都農業会議「企業的農業経営顕彰」受賞者の決定について、資料No.9に移らせていただきます。

こちらにつきましては、本年8月31日に開催されました農業委員会総会におきまして、第60回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について、現委員の皆様にご協議いただいた上で農業会議に推薦した結果、資料No.9にありますとおり受賞者が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

企業的農業経営顕彰について簡単にご説明申し上げますと、新しい東京農業を築く取組を推進していく中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にてこの事業を設けております。

推薦基準といたしましては、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること等が要件となっております。

なお、受賞されたお二方につきましても、来年2月18日、昭島市で開催予定の農業者大会で表彰される予定となっております。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。ふれあい農園の開催案内でございます。1つ目は、「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」の開催について、2つ目は、「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてでございます。詳細については、資料にてご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについてのご案内でございます。こちらは羽根木体験農園ほか4園で開催されます。詳細につきましては資料のとおりでございます。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。報告事項の最後は、東京産農畜産物の放射性物質検査の結果報告でございます。

今回は、令和2年11月12日付検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっておりますので、参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告は以上になります。

穴戸会長 以上で、本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、一般的な事項についてご意見がございましたら、お願いいたします。

事務局 事務局から簡単なお報告になります。

生産緑地の特定生産緑地移行申請につきまして、今年度も11月13日と11月20日、2回、説明会を都市計画課、みどり政策課で行いました。それぞれ9名、16名のご参加をいただきまして、さらに11月末段階での生産緑地の移行は、64%程度の特定移行申請をいただいております。なお、今後、まだ出されていない方に関しましては個別に訪問しまして、移行をお願いする予定であります。また、引き続きこちらについてはご報告申し上げます。

それと、前回ありました高度化栽培施設の課税なんですけれども、この間、都税事務所に行って固定資産税について聞いてまいりました。高度化栽培施設につきましては法で決まっているので、たとえコンクリート敷きであっても農地として見るという回答を得ました。逆に農機具を置くところをコンクリートのたたきにすると、要はすぐに農地に戻せない状況ですと、1㎡当たり220円が1380円に上がるという回答を得ましたので、やはり固定資産税は農地をどういう状態にするかによって変わると聞いております。

海老澤委員 私の質問は、高度利用の場合、普通の生産緑地はもちろんありなんだけれども、納税猶予を受けたところでもできますかという質問だったんです。

事務局 納税猶予も大丈夫だそうです。

海老澤委員 そうですね。考え方としてはそれでいいと思うんですけれども、ただ、すごくハードルが高いということで。分かりました。結構です。

岡本委員 これは事務局に要望なんですけれども、この内容としてはもっと前に言わなきゃいけなかったんですが、資料No.4の調査票の、先程差し替えていただくということではあったんですが、その冒頭第1号のところ、この申請農地が「適切な位置」にありかつ「妥当な規模」を超えないものであることという表現がありますけれども、それを見たときに、実際、この場所がどこにあるんだろうということを、調査された農業委員さんは見ているんだと思いますが、この場所で私たち農業委員が見るに当たって、その地図が真っ黒で、ほとんどどの位置にあるのかが分からない。私はこの場所が分かりませんが、周りがマンションだったり住宅地の真ん中にある農地ですので、事務局として見やすい地図を別のもので添付するようにしていただくことが非常に重要なのではないかと思います。資料No.1や資料No.6の地図のようなものが添付されていれば、どういうところにあるのか分かりますので、今後はそのように見やすい地図の添付をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局 事務局といたしましても、ご指摘のとおり、より分かりやすい資料の添付に努めてまいりたいと思います。

本澤委員 11月12日の木曜日に、東京都女性農業委員研修会がありまして、参加してまいりましたので、簡単にご報告させていただきます。

行ってみたところ、23区からは私だけしか参加者がいなくて結構びっくりしたんですが、ほかは八王子市とか、市の方が多かったです。

内容は、狛江市と東大和市の農業委員さんの発表とか、東京都農業会議でいつも出てこられている角田専務理事という女性の方のご説明とか、あと摂南大学の中塚先生という方が東大阪市の都市農業について発表してくださって、私が、一応農業委員でありますけれども、一市民として聞いておもしろかったのが、東大阪市のエコ農産物にシールがついているらしく、それを集めると300円分の商品券、あと、あなたが買ってくれたことで東大阪市の農地5㎡を守ったんですよという感謝状を上げているという話を伺って、私が感謝状を欲しいとかいう訳じゃないんですけども、ふだん買っていることが農地を守っていることにつながっていますよというのを消費者に伝えているところがなかなかおもしろいなと思ったので、ちょっと共有させていただきました。

以上です。

植松委員 資料No.7なんですけれども、認定、認証の名簿があるんですけども、その中で、認定農業者のところでは括弧して家族経営協定とあります。これの違いは何ですか。家族でやっているのは分かるんですけども、いろんな助成金等々につながってくるんですか。

事務局 一言で言うと、助成金は関係なく家族協定を結んだ全員が認定農業者として名乗れるという、一つの名誉的なものだと聞いております。

植松委員 私もここに入っているんですけども、私の名前だけなんですけれども、例えば、家族でやっている場合はみんなここに入れるんですか。

事務局 入れます。その家族経営協定を出してもらうことになります。家族経営協定を結んでいただくという意向を言っていただくのと、ご家族での営農の状態を確認させていただくというところなんです。

植松委員 1年間で何日従事しているということだよな。

事務局 そうです。

植松委員 何かに使うに当たっては、人数が多いとか少ないとかは別に関係ないので

か。

事務局 先程お伝えしたとおり、補助金について差があるとかということはないです。

植松委員 ただ名前が載る、載らないの違いだけですか。

事務局 そうです。

事務局 ただ、家族経営協定を結ぶと認定・認証の方の数も増えるので、ぜひお願いしたいと思います。

植松委員 人数的にね。JA関係もありますよね。承知しました。ありがとうございます。

穴戸会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ほかにご意見がないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

高橋会長職務代理者

(会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和2年11月30日(月)開催の第4回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男